

43.25

公開公報を引用して、補正箇所を特定した 手続補正書の取扱い（特）

公開公報を引用して補正箇所を特定した手続補正書が提出された場合には、特許請求の範囲、明細書及び図面を引用して補正箇所を特定するように手続の補正を命ずる（特17条3項、特施規11条1項、様式第13）。

（改訂平成23・11）